学校毎に子ども大会
児童福祉週間はじまる

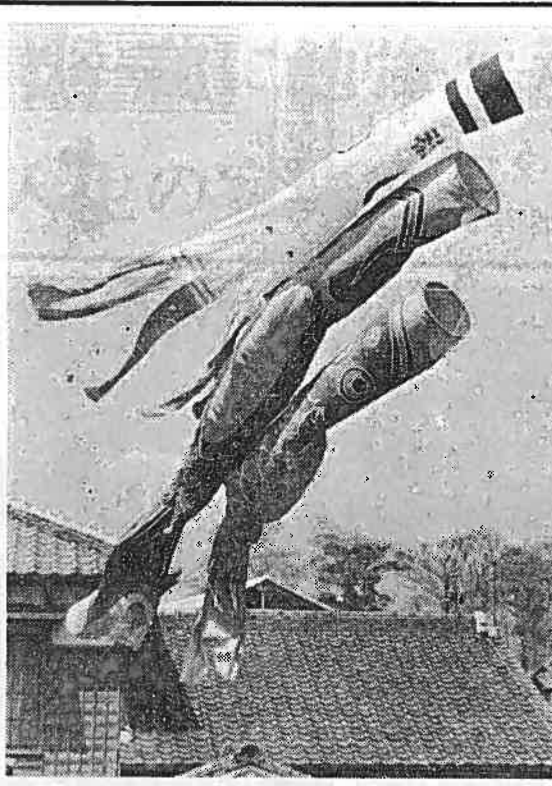

国民の祝日の一つに〃子供の日〃があります。いうまでもなく五月五日で、端午の節句に当るものです。

従来この日には、市主催の子供大会が市民会館で実施されていましたが、五日を利用して、家庭や地域子供会での行事が年々盛んになつてきている関係で今年は子供の日の意義と児童福祉週間の徹底、もりあがりをはかるために週間前日（四日）に、市内各小学校毎に〃子供大会〃が実施されることになりました

この日には、市から記念品として黄色の下敷と市長からのメツセージが各学校に届けられ、また、地域市民の関心と協力を得るために学校によつては音楽会、小運動会、遠足などの計画もあります。子供大会を中心に行なわれる児童福祉週間中には、一日交通整理、六年生による風船あげなど多彩な催しがくりひろげられ、これからの社会を背負つてたつ子供のすこやかな成長を祝います。

自動電話機取付け
完成は10月

待望久しかつた自動式電話が、ことしの十月に完成される予定です。いろいろな工事が順調に進み五月から、現在電話を持つている方に、ダイヤルのついた自動式の電話機が取りつけられることになりました。

この工事は、約三三〇〇の加入[illegible]して完成される予定です。従つて早いお宅で五月、おそくても八月までには工事は終了します。

現在市内で使われている電話には共電式（受話機を上げるとすぐに局がでる）磁石式（ハンドルを回すと局がでる＝鈴川、富士岡、大淵が使用）の二通りあります。

◇単独電話をお持ちの方へ

現在使つている共電式の電話機を取りはずし、新しい自動式の電話機が取りつけられるわけですが新しい電話機でいままでどおり話しができます。なお、お話中にダイヤルを回したりすると、電話がきれてしまいます。

◇共同電話をお持ちの方へ

現在使われている共電式の電話機はそのままにして、別に自動式の電話機をとりつけますが、自動電話に切り替えられるまでは、今までどおり共電式の電話機を使つてください。

したがつて、自動電話機はしばらく不用になりますが、今までの電話機と関係ありますから、そのまま受話機をしつかりとかけておいて下さい。

◇色付電話機をお持の方へ

現在、黒色でない色付電話機（電話局へ寄付したもの）を使用している場合は、電話機を取り替えないで、現在の色付電話機にニツケルメツキのダイヤルが取りつけられます。

◇磁石式電話機をお持ちの方へ

現在の磁石機式電話はそのままにしておき、別に自動式電話機を取りつけます。このため前日二つの電話機がならぶことになりますが自動電話に切り替えるまでは、今までどおり磁石式の電話機を使つて下さい。

なお次の点に注意して下さい。

◇お宅へかかつてくるときは、新しい自動式の電話機のベルがなりますが、いままでどおり磁石式電話機の受話機をとつてお話し下さい。

◇信号（ベル）が幾分ときどきにくくなりますので、今まで以上にしつかりとハンドルを回して下さい。

◇新しい自動式電話機の受話機をしつかりとかけておくとともにダイヤルを回さないよう、子どもに注意して下さい。

なお、新しい自動式電話機を取りつける位置をすぐにきめ、工事にうかがつた者が、どなたに尋ねてもわかるようにしておいて下さい

あなたの人権は守られていますか

「人間の幸福と自由を守る」人権擁護の思想は、社会の進歩とともに高められてきました。いうまでもなくこれは、人間としてふさわしく生きるための正当な権利であり、誰もが主張できるものです

しかし私たちの日常生活には、さまざまな新しい人権侵害の事件が生れてきています。産業による公害、交通事故、家庭や地域における人間関係の問題など人権問題の対象となるのは限りがなく、敢えてそれを侵犯するものはいまだに跡を絶ちません。

人権侵害事件は法務局、人権擁護委員が、人権侵犯の疑いがあると認め受理調査する「調査事件」と一般の人たちからの「相談事件」の二つにわけられます。法務局吉原支局の資料によるといわゆる「調査事件」は昭和三十四年をピークに年々減少してきた傾向があつたが、昨年度は二十数件と前年より倍に増えています。その内容をみると、強制圧迫六、産業による公害四、住居の安全に対する侵犯二件などが主なもの。

一方市民からの「相談事件」は一八七件と大巾に増加しています これは侵犯事件の絶対数が多くなつたというより、いままで泣き寝入りしていたものまで相談をかけるようになつたことが最も大きな理由とされています。それだけ人権思想が徹底してきたことと人権に関する理解が深まつてきた、好ましい傾向といえるわけですが、こうした人権問題が現存していることは、まだまだ人権に対する認識は充分でないようです。人権侵犯はいかなる場合にも許されるものでないが、不幸にして自分の人権が侵害されたらどうすればよいでしょうか…。まず近くの人権擁護委員や法務局吉原支局へ相談することが一番で、きつとよい解決方法をみつけてくれます。必要な場合はその救済についての適当な処置もしてくれます。人権擁護委員は法務大臣が委嘱するもので取り扱つた事件の内容は絶対に秘密を守る義務をもつていますから安心して気軽に相談をかけてくれるよう係ではいつています。本年三月一日をもつて委嘱された吉原地区の人権擁護委員は次の方々です。

石川信太郎（瓜島）
石井与市（鈴川町二）
市河新平（依田原三）
杉山さだ子（鍛冶町二）
佐野寿雄（寺市場）
池田かつ（中里町一）
伊藤貞治（東比奈二）

吉原市書道展
作品は6月10に受付

第二回吉原市書道展は六月二十八日から七月一日までの四日間市民会館で開催されることになりました。この書道展は、市民文化の向上発展を目的に一般の部、高校の部、小中学校の三部門にわけて行なうもので、作品中優秀なものには市長賞（特選）努力賞、奨励賞が授与されます。

公募規定は次のとおりです。

⊙一般の部

◇会期 昭和三十八年六月二十八日―七月一日の四日間、毎日午前九時から午後六時まで

◇会場 吉原市民会館

◇応募資格 吉原市に住所または勤務所を有する者、あるいは、これに準ずると認められるもので満十五才以上の者とする。但しこの書道展の審査員、もしくは特別出品を市長から委嘱された者は除くものとする

◇種別 漢字、かな、近代詩文、小字数の四種とし字句書体は自由

◇体裁 作品は表装することとし、条幅枠張、扁額、屏風等自由

◇寸法 半折、全紙、又は半折一枚つぎ以内、但し対幅の場合は半折以下を用いる

◇出品制限 全種別を通じ一人二点以内

◇出品料 不要

◇出品票 各作品には必ず市発行の出品票を添付のこと 出品票は、市教育委員会、市役所文書課又は各支場に申し出て受領のこと

◇搬入 昭和三十八年六月十日午前八時から午後五時まで市立体育館で受付

◇搬出 昭和三十八年七月一日午後六時から八時までに市民会館から搬出のこと

◇鑑別、審査、陳列 作品はすべて鑑別を行ない選に入つたものを審査陳列する。審査はあらかじめ市長が委嘱した審査員によつて行なう。

◇褒賞 入選作品中特に優秀なものについて次の賞を授与する（原則として各種別毎）市長賞（特選）努力賞、奨励賞

◇成績発表 当紙、その他の印刷物等によつて行なう。

⊙高等学校の部

会期、会場、その他次の規定する「応募資格」を除いてはすべて一般の部と同じとし、これを準用する。

◇応募資格 市内の高等学校に現に在学している者、又は市内に居住し現に他の高等学校に在学している者であること。

⊙小中学校の部

題課 小学校4年生「平和」5年生「月の世界」6年「山紫水明」中学1年「須津川渓谷」2年「躍進する郷土」3年「東名高速道路」

詳細については教育委員会又は文書課にお問い合わせ下さい。

稲葉さんら20名が入賞
第2回吉原市写真展

（写真は一般部で市長賞の朝霧の印象）

第二回〃吉原市写真展〃は去る四月二十六日から三日間市民会館特設画廊で行なわれました 応募作品は一般の部（二六四点）学生の部（一八点）からそれぞれ二八二点、昨年より七九点多くそのうち一二〇点が入選しました。

審査には全日本写真連盟指導委員長浜慶三先生をはじめ、市関係審査員があたり、厳正な審査が行なわれ次の方が入賞されました。

一般の部

市長賞　稲葉義満（新橋製紙）
教育長賞　高木　正（柏原一丁目）
議長賞　高橋[illegible]（毘沙門町）
努力賞　松本正名（東比奈）
奨励賞　小川幸夫（市役所）
水野恵史（宇東川）
勝又良一（水の上）
中村近一（市役所）
大久保俊雄（中島町二）
松永隆司（宮町）
米山光儀（鈴川町）
吉田俊子（宇東川二）
栗田隆一（和田町二）
小島愛真（東木道）
土屋清一（新橋製紙）
山本淑弘（興国人絹）
佐野隆勇（依田橋）
橋本秀夫（東本道）
芝田　秀（東本道）
増田勝一（昭和通）

学生の部

市長賞　大川文子（吉原高校）
金　賞　井口朝夫（富士宮北高）
銀　賞　増田勝臣（第一中学校）
銅　賞　高橋立子（第一中学校）
塩田　誠（第二中学校）

心配な豚コレラ

豚飼育農家、も寒い冬から解放され、ほつとしていることでしょう。ところが安心してはいけません……、季節の変りめに多く発生するのが〃豚コレラ〃です。

この病気は、急性、熱性の伝染病で終りには出血性敗血症死をおこすという豚の伝染病中もつとも恐ろしく感染の速いものです。

特に初発地、未発地に発生すると一〇〇パーセントの死亡率を示し、当富士郡においても昨年夏芝川町に三五〇頭が発生、本年三月には富士宮市で二一頭の発生をみて現在に至つています。

また最近になり、経過の長い慢性型の豚コレラも認められ、これにかかつた豚は、全部が死亡しないで一部耐過して、所謂保毒豚となり後に伝染原菌をふりまくというやつかいものです。この原因につき係では〃病菌が豚の体内に入ると急激に増え、症状の現われない潜伏期の間に病菌を増し、唾液便にまざり外にでて病気を拡げてしまうのです。これら豚コレラを未然に防ぐには予防注射が唯一の武器で、今の所他に対策はありません〃といつています。

予防注射は年二回（春＝四月―五月、秋＝十月―十一月）行なわれ、吉原市でも四月十八日から五月九日まで続けられています。

とにかく、予防注射をすることで恐ろしい伝染病を未然に防ぎ、安心した多頭飼育、共同養豚の実績を挙げるようにしましょう。

なお、飼育中の豚が高熱、下痢便秘を繰り返すような場合にはすぐ獣医師、市農産課、農協に連絡して下さい。

盛大だつた登山体育大会

第8回関東地区岳連登山体育大会は、去る四月十三、十四の二日間、愛鷹山で行なわれました。

この大会は関東各地区の持廻りとして毎年行なわれ、今回は静岡県が当番地となり、とくに愛鷹山が選ばれたものです。これには東京都をはじめ九県（静岡、神奈川、千葉、埼玉、茨城、栃木、群馬、長野、新潟）から約七〇〇名が参加、吉原小学校での開会式を皮切りに、市内パレード、営設、キヤンプファイヤー、登山など目まぐるしい日程ではありましたが、市民、地元婦人会、青年団などの献身的な協力により盛大だつた登山大会も無事終了、次回開催予定地の長野県でまた会うことを約し幕となりました。

告知板

青年団料理講習会開講

青年団活動の一環として、昭和三十七年八月に開講した〃青年団料理講習会〃は、本年も引き続き開かれます。

これは、市内女子青年団員の親睦と交友を深め、家庭料理を中心とした食生活改善について行なわれるものです。

[illegible]るいは家に居られる方もお気軽に受講ください。なお詳細は次の通りです。

開講日……第一第三月、火曜日
時　間……午後六時―八時
場　所……本町一丁目松加屋三階ホール
講　師……佐野典子（社会課勤務）
受講対象者…吉原市女子青年団員、約五十名
内　容……家庭料理中心

内山に関する条例等一部改正

[illegible]において、吉原市内山に関する条例等の一部が改正されました。

①借地人の資格

市内に二年以上住んでいれば資格がありましたが、改正によつて五年以上住んでいなくては借地する資格がなくなりました。

②貸付期間

五年ごとに契約を更新して、貸付られていたのが、改正で、土地賃貸借契約締結の日から五十年とされ、この期間を越えることができませんが、期間満了後これを更新することができます。しかし、更新のときから五十年を越えること[illegible]

③貸付期間の改正に伴う経過規定

改正前の条例による土地賃貸借契約は、改正後の規定にかかわらず、引き続いて改正前の条例による契約期間満了の日まで、その効力があります。なお、満了後引き続き借地する者は新たに土地賃貸借契約を締結しなくてはなりません。

くわしくは林産課にお問い合せ下さい。

児童遊び場施設に助成金

市および社会福祉協議会では、[illegible]を作るとの趣旨に、今年度もブランコや滑り台などを設置したい町内に対して助成金を出すことにしました。

これは三十五年度より続けられすでに市内三十八カ所におよんでいます。三十八年度には新たに五カ所が予定されていますから、希望される町内は、社会課まで申込んで下さい。

市金庫名の一部が変更

四月一日から市金庫中の旧静岡銀行鈴川支店が、新しく静岡銀行[illegible]始しました。

このため昭和三十八年度の市税中（固定資産税第一期―四期、県市民税第一期分、国民健康保険税第一期分、国民年金金期分）の収納領書には旧金庫名を掲げてありますが、すべて新金庫名に書きかえられることになりました。

法律無料相談所開設

期　日＝5月4日
時　間＝9時～12時
会　場＝市民会館